

税のお知らせ vol. 9

◆公的年金からの村県民税特別徴収（天引き）が始まります。

- ・公的年金（以下、「年金」という）受給者の納税の便宜を図り、村県民税徴収の効率化を図るため、平成21年10月より、年金からの村県民税特別徴収（以下、「天引き」という）が始まります。
- ・昨年度までは年金受給者であっても、給与と特別徴収されている方は給与分に年金分も併せて給与分から納税いただきましたが、この制度により給与やその他の事業から納税いただくことができなくなりました。
- ・年金収入に係る村県民税を年金から天引きするものであり、新たな税負担が生じることはありません。

【対象者】

- ・村県民税が年金から天引きされる方は、次の要件をすべて満たす方です。
 - ・65歳（4月1日現在）以上で年金を年額18万円以上受給されている方
 - ・村県民税の納付先の市区町村に引き続きお住まいの方（平成21年度の場合、平成21年1月1日以降引き続きお住まいの方）
 - ・介護保険料が公的年金から天引きされている方
- ☆特別徴収税額（年額）が年金の受給額（年額）を超える方は、納付書または口座振替で納付（以下、「普通徴収」という）となります。
- ☆65歳未満で天引きの対象とならない方についても、給与分に公的年金に係る個人住民税を合算して給与から特別徴収することはできなくなります。
- ☆年金から天引きされるものは、所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び村県民税となります。
- ☆年度の途中で天引きする税額に変更があった場合は、自動的に普通徴収へ切り替わりますのでご理解ください。

【公的年金からの天引きの方法】（表1）

- 平成21年度
 - ・年度の前半は、年税額の12分の3ずつを6月・8月に普通徴収で納付していただいております。
 - ・年度の後半は、10月・12月・2月の年金支払時に、年税額の12分の2ずつを天引きします。
- 平成22年度以降
 - ・年度の前半は、4月・6月・8月の年金支払時に、前年度の後半（前年10月から翌年3月）に天引きした額の3分の1ずつを仮徴収（年金から天引き）します。
 - ・年度の後半は、10月・12月・2月の年金支払時に、確定した当該年度の年税額から、年度前半に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。
 - ・なお、特別徴収制度が導入される平成21年度または新たに特別徴収の対象となった年度については、年度前半は普通徴収で納付となり、年度後半から天引きとなります。

平成21年度	普通徴収		特別徴収（天引き）			表1
	6月	8月	10月	12月	2月	
税額	税額の3/12	税額の3/12	税額の2/12	税額の2/12	税額の2/12	

22年度以降	特別徴収（天引き）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半に徴収した額の1/3ずつ（通常は前年度2月と同額）			年税額から同年度前半に支払った額を差し引いた額の1/3ずつ		

◆お気軽にご相談を

昨今の景気悪化に伴い、失業や事業の休廃業により収入が激減し村税の納付が困難となった方については、村税等が減免となる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 原村役場 住民財務課 税務係 電話 79-7923（直通）

第16回サマーホリデーin原村星まつり 第17回原村よいしょまつり

★8月7日～9日には、第16回サマーホリデーin原村星まつりが行なわれました。



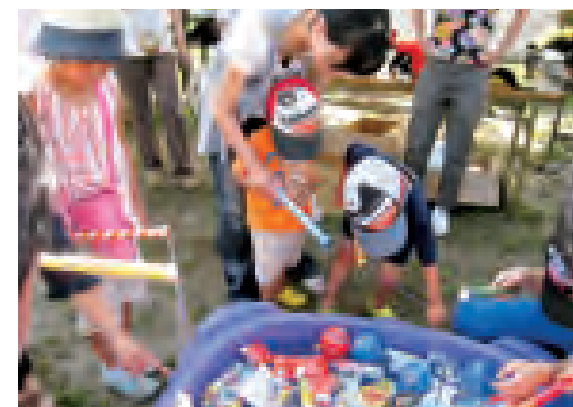
大抽選会やアクアマリンのコンサートには大勢の方が集まりました。ミッドナイトコンサートには、遅い時間にも関わらず、100人以上の方がピアノの生演奏に聞き入っていました。



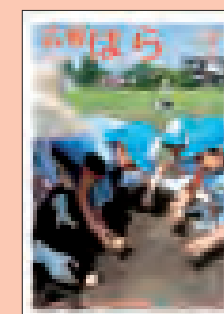
夕方は2日間とも、あいにくの雨模様となりましたが、夜になると空には星や月が顔をだし、大展望会となりました。

☆8月22日には、第17回原村よいしょまつりが行なわれました。

晴天に恵まれ、絶好のお祭り日和となりました。会場には大勢の皆さんが集まり、お祭りを楽しんでいました。



踊り連は全部で17団体が参加しました。



●表紙写真/原保育所の畑では、原村老人クラブの方と年長園児がじゃがいも掘りを行ないました。土の中から顔を出したじゃがいもをうれしそうに掘っていました。収穫されたじゃがいもは、給食やカレー会などで、みんなで食べるそうです。

CONTENTS

■夏の2大イベント!	2
■税のお知らせ	3
■原村医療費特別給付金制度	4-5
■村づくり通信	6
■くらしの情報	7-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめまして1才6ヶ月です	16

～支給を受けるためには申請手続きが必要です～

原村医療費特別給付金制度

原村に住所のある高齢者、乳幼児、母子父子家庭等、重度心身障害者、世帯主に対して医療費の負担を軽減し、その**健康保持増進**と**生活の安定を図る**ことを目的としています。該当になる方で資格手続きがまだ済んでいない方は申請をしてください。

対象者

高齢者	65歳以上の方(65歳に達する月から)
乳幼児	15歳まで(中学校3学年末まで)
重度心身障害者	身体障害者手帳3級以上の方
	療育手帳B1以上の方
	精神障害者保健福祉手帳2級以上の方
	特定疾患医療費受給者証をお持ちの方 ウイルス肝炎医療費受給者証をお持ちの方 自立支援医療費受給者証をお持ちの方
母子父子家庭等	18歳未満(高等学校卒業まで)の児童・生徒 上記の児童・生徒を現に扶養している母・父
	50歳～65歳未満で子がなく、独り暮らしの女性
世帯主	住民票に記載されている65歳未満の世帯主で、1ヶ月の医療費の合計金額が下記の金額を超える方(高額療養費の該当となる方)
	上位所得者 150,000円+1% <83,400円>
	一般 80,100円+1% <44,400円>
	低所得者 35,400円 <24,600円>



※加入している健康保険で高額医療費の対象にならないと支給できませんので、高額医療費の対象になるかどうかはそれぞれの健康保険でご確認をお願いします。
※高額医療費の支給決定通知書を持参の上、申請をお願いします。

(注) < >内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

問い合わせ先

保健福祉課 医療給付係(原村役場1階) ☎79-7925(直通)